



様式第16号(第12条関係)

令和8年2月9日

三豊市長 山下昭史 様

申請者	団体の所在地	三豊市三野町下高瀬1978番地1
	団体の名称	特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
	代表者氏名	清算人 三好 章由
	電話番号	0875-73-6228

地域内分権推進交付金実績報告書

令和7年4月1日付け三政地第10号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 9,445,000円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 収支決算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第17号（第12条関係）

令和7年度 まちづくり推進隊みの 事業報告書
（令和7年4月1日 ～ 令和7年11月12日）

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

1 事業の成果

- (1) 令和7年度の活動は、来年度より市からの交付金が廃止されることなど諸般の事情を踏まえ、理事会にて慎重に検討を重ねた結果、今年度をもって解散することを決定した。気持ちが折れそうになるような厳しい状況の中にあっても、事業の継続を目指し、補助金・助成金の獲得に尽力した。その結果、活動する資金を賄う事が出来、地域の皆さんの協力を得ながら、予定通りの活動を行い、一定の成果があった。
- (2) 自主事業は、地域活性部・環境文化部・健康福祉部・イベント推進部を中心に活動し、予定されていた事業を滞りなく実施した。
- (3) 移譲業務は、計画に沿って支障なく業務処理した。

2 個別事業報告書

(1) 自主事業

地域活性部

事業名	食育を目的とした児童の野菜栽培体験		
事業目的	休耕田を活用し、郷土意識を育成すること。		
事業内容	幼稚園児と小学生の食育活動の一環として、野菜（じゃがいも、さつまいも）の栽培に取り組み、地域住民との交流を促進する機会となった。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町内の畑		
受益者	三野町民（幼稚園児・小学生）	従事人数	延44人
本事業の評価	収穫体験を通じて食への関心を高め、地域の人々との交流が生まれるきっかけとなった。	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止
決算額	収入額	0円	支出額 0円

事業名	薬用植物の栽培促進		
事業目的	健康寿命を延伸すること。		
事業内容	健康寿命の向上を目指し、身体に有益な荳胡麻の栽培を奨励し、効能の普及啓発とともに、担い手の確保および栽培規模の拡大を推進した。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町内		
受益者	5人	従事人数	6人
本事業の評価	猛暑と雨不足で枯れる苗が多く、栽培の難しさを実感した。	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止
決算額	収入額	6,512円	支出額 6,512円
	内訳 受取交付金	712円	内訳 消耗品費 6,512円
	受取負担金	5,800円	

事業名	野菜収穫体験		
事業目的	規格外野菜の収穫を通して、食育やフードロス、郷土意識を育むこと。		
事業内容	地元農業団体の協力で、町内の親子を対象に破棄される予定の野菜の収穫体験を行う計画だったが、廃棄する野菜がなく実施できなかった。		
実施日時			
実施場所			
受益者		従事人数	2人
本事業の評価		次年度以降の実施予定	継続・ ☒ 廃止
決算額	収入額	0円	支出額 0円

事業名	夏休みこども寺子屋		
事業目的	子ども健全育成を目的に、学校では習得が難しい体験学習や異学年の同時授業による助け合い活動等を経験させる。		
事業内容	夏休み期間中に小学生を対象に、子どもたちの居場所づくりのため楽しい教室を9講座開催した。中高生のボランティアを募集し19人の協力を得た。 (子どもゆめ基金申請事業 みの元気塾共催)		
実施日時	7月29日(火)・7月31日(木)・8月1日(金)・8月3日(日)・8月4日(月) 8月7日(木)・8月9日(土)・8月10日(日)・8月12日(火)		
実施場所	三野町生涯学習センター・三野町保健センター・香川高専詫間		
受益者	延161人	従事人数	延61人
本事業の評価	町外からの申込もあり、毎年定員を超える人気がある。	次年度以降の実施予定	継続・ ☒ 廃止
決算額	収入額	0円	支出額 0円
共催事業のため別会計			

事業名	婚活イベント		
事業目的	婚活支援による少子化対策に寄与すること。		
事業内容	出会いの場を提供するイベントを実施し、4組のカップルが成立した。 (かがわ縁結び支援センター共催)		
実施日時	6月22日(日)		
実施場所	三豊市地域交流館大見		
受益者	27人	従事人数	11人
本事業の評価	延55組のカップルが誕生し、出会いの場となった。	次年度以降の実施予定	継続・ ☒ 廃止
決算額	収入額	57,000円	支出額 53,633円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 諸謝金 16,000円
	受取負担金	57,000円	印刷製本費 7,422円
	プラス分は他事業の赤字に充当		旅費交通費 4,000円
			通信運搬費 3,730円
			消耗品費 1,329円
			食料費 11,652円
			支払手数料 9,500円

事業名	三野の昔ばなしの普及活動事業		
事業目的	三野のむかし話を普及し保存活動に寄与すること。		
事業内容	三野町に伝わるむかし話12話を物語シートにまとめ、町内の中学生から保育児童へ、またその保護者などへ地域の魅力を周知した。 また、旧所名跡3か所にむかし話説明板を設置した。 「子どもゆめ基金助成活動」の補助金を申請したが、不採択となった。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町内		
受益者	三野町民	従事人数	6人
本事業の評価	三野町の歴史を知り、地域の誇りを存続させることに貢献している。	次年度以降の実施予定	継続・ ~~廃止~~
決算額	収入額	272,350円	支出額 272,350円
	内訳 受取交付金	272,350円	内訳 印刷製本費 119,900円
			消耗品費 152,450円

環境文化部

事業名	里山整備推進事業		
事業目的	里山登山や散策を通して、健康増進や郷土意識を育むこと。		
事業内容	「公益財団 香川県環境保全公社」の補助金を活用し、自然とふれあいながら里山に親しめるように町内9つの里山の整備を行った。また「みの里山の日」には、三野町公民館と共催しエコハイキングを実施した。		
実施日時	通年（みの里山の日8月11日）		
実施場所	三野町内の里山		
受益者	三野町民、里山利用者、不特定多数 みの里山の日24人	従事人数	延198人
本事業の評価	町の内外から登山を楽しみに多くの人々が訪れている。	次年度以降の実施予定	継続・ ~~廃止~~
決算額	収入額	286,251円	支出額 286,251円
	内訳 受取交付金	86,251円	内訳 諸謝金 18,000円
	受取助成金	200,000円	印刷製本費 5,564円
			旅費交通費 2,015円
			通信運搬費 3,400円
			消耗品費 166,582円
			食料費（活動用飲物） 4,429円
			燃料費 10,701円
			保険料 75,560円

事業名	生活環境支援事業			
事業目的	生活環境の改善に寄与すること。			
事業内容	古紙等持込収集事業（1回）と、三豊市地区衛生組織連合会三野支部の環境美化運動（2回）の委託業務を行った。			
実施日時	古紙収集 9月13日（土） 環境美化 6月1日（日）・10月26日（日）			
実施場所	三野町内			
受益者	三野町民 約2,400世帯	従事人数	延17人	
本事業の評価	資源の分別回収と環境美化活動を推進することで、地域の生活環境の向上に寄与している。	次年度以降の実施予定	継続・ ☒ 廃止	
決算額	収入額	91,392円	支出額	30,290円
	内訳 受取補助金	71,240円	内訳 諸謝金	25,000円
	雑収益	20,152円	消耗品費	2,890円
	収益 91,392円 支出 30,290円（自主財源） 差額 61,102円		食糧費（活動用飲物）	2,400円

事業名	グリーンカーテン		
事業目的	節電意識を高め、省エネ教育に寄与すること。		
事業内容	香川県環境保全公社のモデル地区として資材提供を受け、町内の学校・公共施設・個人宅を含む計24カ所において実施した。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町内		
受益者	町内24カ所	従事人数	70人
本事業の評価	省エネの取り組みが広がり、環境にやさしい生活が身近なものになっている。	次年度以降の実施予定	継続・ ☒ 廃止
決算額	収入額	0円	支出額 0円

事業名	子ども衣料リユース事業			
事業目的	資源の保全やCO ₂ 排出削減効果のあるリユース事業を通して、子どもたちを地域で育成すること（地域福祉の増進、豊かなコミュニティづくり）			
事業内容	SDGsの取組により環境に配慮して、成長が早い子供服を中心にリユースイベントを行った。福祉のまちづくり会みのと協力し、学用品等のリユースも行った。みの元気塾のこども祭りも同時開催した。			
実施日時	7月27日（日）			
実施場所	三野町保健センター			
受益者	200人	従事人数	10人	
本事業の評価	多くの人が繰り返し利用し、地域に役立つ事業として親しまれている。（衣類持込数 約1,800点）	次年度以降の実施予定	継続・ （廃止）	
決算額	収入額	2,900円	支出額	2,890円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 諸謝金	2,500円
	受取負担金	2,900円	食料費（活動用飲物）	390円
	プラス分は他事業の赤字に充当			

健康福祉部

事業名	クッキング教室			
事業目的	子どもに調理の機会を与えるとともに、調理技術の向上、家庭のふれあいを増加させること。			
事業内容	町内の小学生を対象に、塩こうじ、醤油こうじ作りの講座を開催した。発酵を家で行うことで観察をすると共に食育体験を行った。			
実施日時	8月1日（金）			
実施場所	三野町保健センター			
受益者	15人	従事人数	3人	
本事業の評価	調理を通じて食の大切さや健康への意識を育む、食育事業である。	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止	
決算額	収入額	15,000円	支出額	15,000円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 食料費(材料費)	15,000円
	受取負担金	15,000円		

事業名	オレンジかふえみの			
事業目的	認知症予防及び認知症の方々を対象に、認知症の進行の抑制と健康増進に寄与する。			
事業内容	認知症対策として、地域包括支援センターの委託事業を継続して実施した。(理学療法士および音楽療法士による体操や音楽講座と脳トレ他)			
実施日時	4月16日(水)・5月21日(水)・6月18日(水)・7月16日(水)・8月20日(水)・9月17日(水)			
実施場所	三野町保健センター内太陽の家			
受益者	延71人	従事人数	延45人	
本事業の評価	毎月の活動を楽しみにしている参加者が多く、好評を得ている。	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止	
決算額	収入額	52,000円	支出額	51,785円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 諸謝金(講師料)	39,000円
	受託事業収益	52,000円	消耗品費	11,033円
	プラス分は他事業の赤字に充当		食料費	1,752円

イベント推進部

事業名	各種講演会		
事業目的	生活改善等を継続できるよう、意識啓発に取り組むこと。		
事業内容	会員及び市民を対象に、スマホ体験教室6回コースを開催した。また、小学生の親子を対象に多肉植物寄植体験を開催した。		
実施日時	多肉植物寄せ植え体験 5月11日（日） スマホ体験教室 5月9日（金）・5月23日（金）・6月13日（金） 6月27日（金）・7月11日（金）・7月25日（金）		
実施場所	三野町生涯学習センター		
受益者	多肉植物寄植体験 17人（8家族） スマホ体験教室 12人	従事人数	5人 7人
本事業の評価	各講座とも高い評価を得ており、人気の講座となっている	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止
決算額	収入額 14,000円	支出額 13,624円	
	内訳 受取交付金 0円	内訳 会議費 1,404円	
	受取負担金 14,000円	消耗品費 12,220円	
	プラス分は他事業の赤字に充当		

事業名	研修講座・視察研修		
事業目的	生活改善等を目的としたリカレント教育。		
事業内容	会員及び町民を対象とした研修の開催を計画していたが、事業の終了に伴い、実施を見合わせる事となった。		
実施日時			
実施場所			
受益者		従事人数	3人
本事業の評価		次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	0円	支出額 0円

(2) 移譲業務

事業名	自治会連合会三野支部事務局		
事業目的	自治会間の連絡を密にし、相互に協調し地域社会の発展と福祉の向上を図ること。		
事業内容	自治会連合会三野支部（別会計）として以下の事業を実施した。 ①自治会連合会に関する事務（総会、役員会） ②自治会からの要望事項に関する相談業務 ③広報みとよの配付手配		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
受益者	99自治会長	従事人数	2人
本事業の評価	自治会間の連携を取り持つための役割となっている。	次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	495,000円	支出額 495,000円
	内訳 受取交付金	495,000円	内訳 支払助成金 495,000円 (@5,000×99自治会)

事業名	三豊市地区衛生組織連合会三野支部事務局		
事業目的	町内における地区衛生組織相互の緊密な連携のもとに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。		
事業内容	地区衛生組織連合会三野支部（別会計）として以下の事業を実施した。 ① 地区衛生組織連合会に関する事務 ② ごみ集積所補助事業 1件 ③ 環境美化の日（6月1日・10月26日）、研修会（9月11日） ④ 三野町を美しくする運動（2月1日）		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
受益者	自治会長、地区衛生委員及び町民	従事人数	2人
本事業の評価	生活環境の保全や公衆衛生の向上を図る役割を担っている。	次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	0円	支出額 0円

事業名	三野町イベント推進協議会		
事業目的	各イベント事業の進行を図るとともに各実行委員会との連携及び協調を行い、地域の活性化を図るとともに地域の文化及び産業の発展に寄与すること。		
事業内容	よしづ花まつりや大坊市について各実行委員会に補助金を配分するため、通帳管理を行い、役員会を年2回開催した。また、津嶋神社夏季大祭の協力も行った。 (イベントの運営・会計・事務は各実行委員会が行っている。)		
実施日時	通年		
実施場所	三野町内		
受益者	三野町民(99自治会)	従事人数	2人
本事業の評価	地域の文化や産業の発展に寄与している。	次年度以降の実施予定	継続・ ~~廃止~~
決算額	収入額	0円	支出額 0円

事業名	公共施設の消耗品補充、軽微な修繕		
事業目的	町内の公共施設を適切に活用できる状況に保全すること。		
事業内容	生涯学習センター、保健センター等の消耗品等の連絡業務を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	各公共施設		
受益者	三野町住民	従事人数	2人
本事業の評価	住民の方が安心して施設を使えるよう取り組んでいる。	次年度以降の実施予定	継続・ ~~廃止~~
決算額	収入額	0円	支出額 0円

事業名	交通安全		
事業目的	交通事故を防止し、交通安全意識の向上に寄与すること。		
事業内容	交通安全キャンペーンを実施した。		
実施日時	4月10日・7月7日・9月30日		
実施場所	三野町保健センター近辺交差点		
受益者	三野町住民	従事人数	2人
本事業の評価	交通安全意識の向上に寄与できる事業である。	次年度以降の実施予定	継続・ ~~廃止~~
決算額	収入額	0円	支出額 0円

事業名	梅の里維持管理業務		
事業目的	「梅の里」を梅園として適正に管理すること。		
事業内容	三豊市の所有する土地にある梅の木の管理、下草の草刈り等の維持管理業務を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町大見		
受益者	三野町住民	従事人数	15人
本事業の評価	梅の里を適正に管理できるよう取り組んでいる。	次年度以降の実施予定	継続・ ~~廃止~~
決算額	収入額	110,000円	支出額 110,000円
	内訳 受取交付金	110,000円	内訳 支払助成金 110,000円

(3) 総会、代議員会、理事会等の開催状況

会 議 名	通常総会		
開 催 日 時	7年4月21日 18時00分～18時50分	出席状況	77人
審 議 及 び 議 決 内 容	令和6年度事業報告及び収支決算報告について 令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）について 役員改選について		

会 議 名	理事会		
開 催 日 時	7年4月21日 18時35分～18時45分	出席状況	15人
審 議 及 び 議 決 内 容	役員改選について		

会 議 名	理事会		
開 催 日 時	7年5月12日 19時00分～19時40分	出席状況	14人
審 議 及 び 議 決 内 容	（報告事項のみ）		

会 議 名	理事会		
開 催 日 時	7年6月16日 19時00分～19時50分	出席状況	14人
審 議 及 び 議 決 内 容	解散総会にむけて		

会 議 名	理事会		
開 催 日 時	7年7月14日 19時00分～19時30分	出席状況	12人
審 議 及 び 議 決 内 容	解散総会にむけての取組について		

会 議 名	理事会		
開 催 日 時	7年8月18日 19時00分～19時40分	出席状況	12人
審 議 及 び 議 決 内 容	解散総会日程ほかについて		

会 議 名	理事会		
開 催 日 時	7年9月22日 19時00分～20時20分	出席状況	13人
審 議 及 び 議 決 内 容	解散について 三野のむかし話普及活動事業について		

会 議 名	理事会		
開 催 日 時	7 年 1 0 月 2 0 日 19時00分～19時45分	出席状況	13人
審 議 及 び 議 決 内 容	解散について		

会 議 名	理事会		
開 催 日 時	7 年 1 1 月 7 日 19時00分～19時20分	出席状況	14人
審 議 及 び 議 決 内 容	解散について		

会 議 名	臨時総会		
開 催 日 時	7 年 1 1 月 1 2 日 18時00分～18時30分	出席状況	76人
審 議 及 び 議 決 内 容	解散について 清算人選任について 残余財産の処分について		

決 算 報 告 書

第 9 期

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 2月 6日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

香川県三豊市三野町下高瀬 1 9 7 8 番地 1

貸借対照表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 8年 2月 6日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】 流動資産合計	0	【流動負債】	
		流動負債 計	0
		負債合計	0
		正 味 財 産 の 部	
		【正味財産】	
		前期繰越正味財産額	1,708,519
資産合計	0	当期正味財産増減額	△1,708,519
		正味財産 計	0
		正味財産合計	0
		負債及び正味財産合計	0

財 産 目 録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 8年 2月 6日 現在

《資産の部》

【流動資産】		
流動資産合計	<u>0</u>	
資産の部 合計		0

《負債の部》

【流動負債】		
流動負債 計	<u>0</u>	
負債の部 合計		<u>0</u>
正味財産		<u>0</u>

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
全事業所

[税込] (単位:円)

自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 2月 6日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金	94,700
受取補助金	271,240
受取交付金	9,445,000

【事業収益】

受託事業収益	52,000
--------	--------

【その他収益】

受取 利息	6,336
雑 収 益	20,152

経常収益 計

9,889,428

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計	0
------	---

(その他経費)

諸 謝 金(事業)	100,500
印刷製本費(事業)	132,886
会 議 費(事業)	1,404
旅費交通費(事業)	6,015
通信運搬費(事業)	7,130
消耗品 費(事業)	353,016
食 糧 費(事業)	35,623
施設燃料費(事業)	10,701
保 険 料(事業)	75,560
諸 会 費(事業)	10,000
支払手数料(事業)	9,500
支払助成金	605,000
支払寄付金	71,747

その他経費計

1,419,082

事業費 計

1,419,082

【管理費】

(人件費)

給料 手当	7,366,223
役員 報酬	498,000
役員議事報償費	432,000
法定福利費	710,209
人件費計	9,006,432

(その他経費)

印刷製本費	100,238
車両燃料費	12,678
通信運搬費	172,532
消耗品 費	220
水道光熱費	48,000
減価償却費	11,666
保 険 料	71,620

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
全事業所

〔税込〕（単位：円）

自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 2月 6日

リース 料	582,560	
租税 公課	1,500	
業務委託料	169,400	
支払手数料	2,000	
その他経費計	1,172,414	
管理費 計		10,178,846
経常費用 計		11,597,928
当期経常増減額		△1,708,500
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
固定資産除却損	19	
経常外費用 計		19
税引前当期正味財産増減額		△1,708,519
当期正味財産増減額		△1,708,519
前期繰越正味財産額		1,708,519
次期繰越正味財産額		0

この写しは、決算報告書の原本と相違ありません。

団体の所在地 香川県三豊市三野町下高瀬 1978 番地 1
団体の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
代表者の氏名 清算人 三好 章由



決算監査報告書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
理事長 三好 章由 様

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年2月6日まで）の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和8年2月6日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

監事 和泉隆司 

監事 関 敬三 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

団体の所在地 香川県三豊市三野町下高瀬 1978 番地 1
団体の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
代表者の氏名 清算人 三好 章由



特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊みのと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市三野町下高瀬 1978 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい三野町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 情報化社会の発展を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 市民の集いの場づくりなどによる地域住民の交流に関する事業
- (2) 各種講座の開催などによる安全、安心、防災に関する事業
- (3) 里山整備などによる環境保全に関する事業
- (4) 各種講座の開催などによる健康及び福祉に関する事業
- (5) 地域産業の振興に関する事業
- (6) 関係諸団体との連携に関する事業
- (7) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下

「法」という。)上の社員とする。

(1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人又は団体
(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 除名されたとき。

(3) 本人が死亡したとき。

(4) 賛助会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事3人以上16人以内

(2) 監事2人以上5人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

5 前4項の規定にかかわらず、任期満了前、2年以内の最終の事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数

の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。
- 3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。
- 4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 理事の選任又は解任
- (7) 監事の選任又は解任
- (8) 理事及び監事の職務及び報酬
- (9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、もしくは他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(2) 事業報告及び活動決算

(3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 事務局の組織及び運営に関する事項

(5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項

(6) 総会に付議すべき事項

(7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非常利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非常利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市三野町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤田	公正
副理事長	細川	芳樹
副理事長	藤谷	静男
理事	綾	弘彰
同	和泉	邦一
同	市村	光利
同	岡田	早江子
同	関	敬三
同	則包	哲生
同	藤田	恵子
同	堀家	覚

同 前田 俊夫
同 三木 茂
監事 丸岡 英明
同 横田 美智子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から平成 31 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

これは、定款の原本と相違ありません。

香川県三豊市三野町下高瀬 1978 番地 1
特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
清算人 三好 章由

